

### 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

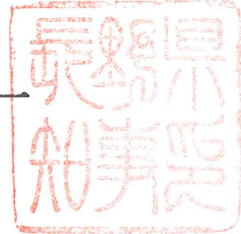
住所 栃木県栃木市野中町1381番地11

氏名 有限会社 岸興業  
代表取締役 岸 達也

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成23年12月18日

許可の有効年月日 平成28年12月17日

1 事業の範囲

収集運搬(積替保管を除く。)する産業廃棄物

- ・ 廃油(揮発油類、又はトリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸(水素イオン濃度指数2.0以下のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃アルカリ(水素イオン濃度指数12.5以上のもの、又はカドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタンを含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 燃え殻(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 汚泥(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、トリクロエレン、テトラクロエレン、ジクロロタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロタン、1,1-ジクロロエレン、シス-1,2-ジクロロエレン、1,1,1-トリクロロタンを含むことのみにより有害なものに限る。)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることのできる高さ 該当なし

3 許可の条件 な し

4 許可の更新又は変更の状況

- ・ 平成18年12月18日 新規許可
- ・ 平成23年12月18日 更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・  無  
市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無  有 ・ 無

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。